

奈良県土木技術職員修学資金貸与条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第五十八号

奈良県土木技術職員修学資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、県の機関に勤務する土木に関する技術職員の不足の状況に鑑み、県の機関に勤務する土木に関する技術職員の充足を図るため、学校等の学生で将来県土木技術職員になろうとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校をいう。
- 二 学生 学校等に在籍し、土木工学科その他の土木に関する学科又はこれに類するものとして知事が別に定めるものを専攻する者をいう。
- 三 県土木技術職員 県の採用試験（総合土木その他の土木に関する試験職種として知事が定めるものに係るものに限る。）に合格して県の機関において勤務する者をいう。

(修学資金の貸与)

第三条 知事は、第一条に規定する者の申請により、その者に無利息で修学資金を貸与することができる。

2 修学資金は、知事が定める月から正規の修業年限を満了する日の属する月までの間、毎月五万円を貸与するものとする。ただし、特別の理由があるときは、あらかじめ二ヶ月分以上を併せて貸与することができる。

3 前項の修学資金の貸与期間は、通算して五年を超えないものとする。

(保証人)

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与の休止)

第五条 知事は、修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）が休学し、又は停学の処分を受けたときは、第三条第二項の規定にかかわらず、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。

(貸与の打切り)

第六条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その日の属する月の翌月分以降の修学資金の貸与を打ち切るものとする。

- 一 学校等を退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還債務の免除)

第七条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。

- 一 県土木技術職員となった日から起算して、引き続き十年間在職したとき。
- 二 前号に規定する期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項第一号の規定の適用については、災害、疾病その他規則で定める特別の事情により、業務に従事することができなかった期間は、在職期間の継続性を中断しないものとし、かつ、在職期間の計算に算入しないものとする。
- 3 第一項第一号の規定の適用については、県土木技術職員が、任命権者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き当該一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き再び県土木技術職員となった場合その他の知事が定める場合に該当する場合は、県の機関において勤務しなかった期間は、在職期間の継続性を中断しないものとし、かつ、在職期間の計算に算入するものとする。

第八条 知事は、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる額を限度として、修学資金の返還債務（履行期が到来していない部分に限る。以下同じ。）を免除することができる。

- 一 在職期間が十年に達する日までの間に在職しなくなったとき。 在職期間の年数を十年で除して得た数値を返還債務の額に乗じて得た額
- 二 死亡したとき、規則で定める程度以上の災害を受け、若しくは疾病にかかったとき又はやむを得ない事由により修学資金を返還することができなくなったと認められるとき。 返還債務の額

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項第一号の場合について準用する。

（返還）

第九条 修学資金は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、規則で定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日から一年以内に返還しなければならぬ。

- 一 第六条の規定により貸与が打ち切られたとき。
- 二 修学資金の貸与を受けた者が、学校等を卒業した後直ちに県土木技術職員とならなかったとき（学校等を卒業後、引き続き他の学校等に在学しているときを除く。）。
- 三 修学資金の貸与を受けた者が、県土木技術職員となった後、第七条第一項第一号に規定する期間引き続き在職しなかったとき（任命権者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き当該一般地方独立行政法人の職員として在職しているときその他の知事が定めるときを除く。）。

（返還債務の履行猶予）

第十条 知事は、修学資金の貸与を受けた者に災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合には、当該理由が継続する間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

（延滞利息）

第十一条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返

還すべき額につき年十・九五パーセントの割合（じゆん閏年は、平年と同様に扱う。）で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただし、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

（その他）

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（検討）

2 知事は、令和十年度を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。